

ほっじん深川



富岡八幡宮本殿



横綱力士碑

もくじ

新春講演会 & 健康講演会開催	2	都税事務所からのお知らせ	8
健康講演会レポート	3	新連載企画：福利厚生講座（1）	9
街頭活動・合同講演会レポート	4	防犯防災の広場	10
税務署からのお知らせ	5	ほうじんかいだより	11
令和6年度税制改正大綱	6	新連載：はっけよい！深川場所（1）	12



会員企業の発展を目指し より充実した法人会活動を

賀詞交歓会&新春講演会 和気あいあいと新年の交流会



▲開会の言葉を述べる笹本会長



去る1月16日（火）、ホテルイー

スト21東京にて令和6年賀詞交歓会・新春講演会を開催いたしました。

新年賀詞交歓会式典では、ご来賓の平栗芳治江東西税務署長、裏田勝己江東都税事務所長ほか、多くの皆様のご臨席・ご祝辞を賜りました。続く懇親会ではあちこちで新年の挨拶が交わされ、始終和やかな会となりました。



▲大久保果江東区長にもご挨拶をいただきました



▲ご来賓の平栗芳治江東西税務署長

新型コロナウイルス感染症はまだ完全に収束したわけではありませんが、経済活動や日常生活はコロナ禍前とほぼ同じ姿に戻り、インバウンドも復活してきました。会員企業皆様のさらなる発展を目指し、令和6年度の法人会活動も本格的に始動いたします。

新年賀詞交歓会に先立ち、農林水産省顧問でよろず水産相談室代表の

宮原正典さんを講師に「サカナの世界を豊かに」をテーマとする講演会を開催。豊洲市場関係者にも多数ご参加いただきました。

まずは「人間の一生は短い。今やれることをやっておけば、子供や孫の世代で役に立つ」という話から始まりました。

続いて本題。個体数が減るマグロの2010年国際交渉の経緯についてです。大間などで獲れるクロマグロは南西諸島周辺で産卵しますが、それとは別に、地中海のマルタ島周



▲講師の宮原正典さん



▲スクリーン映像も活用した新春講演会

辺やメキシコ湾で産卵する大西洋クロマグロがいます。大西洋まぐろ類保存国際委員会では、国際取引全面禁止にしようと画策するEU・米などに対して苦戦が予想される中、強面で近寄りやすいリビア代表を会議で味方につけ、多くの支持が得られるように進めることができたということです。このような貴重な体験談のほか、遊佐町での鮭への取り組みなどもお聞きし、魚に対する愛が感じられた1時間半でした。

（第36支部長 岩本真吾）



講演会レポート 中小企業にも大切な知的財産権

2月20日(火)、ティアアラこうとう大会議室において、弁理士法人あしたば国際特許事務所パートナー弁理士の石川真一先生を講師にお招きし、「知っておきたい知的財産権のこと」について講話をいただきました。

知的財産権には特許権や著作権以外にもさまざまな種類があります。例えば「商標権とは現代版の『暖簾』である」など、それぞれの特徴について解説され、また最近よく耳にする機会の多いAIについては法律が追い付いていない現状を知ることができました。



▲会場はティアアラこうとうの大会議室



▲講師の石川真一先生

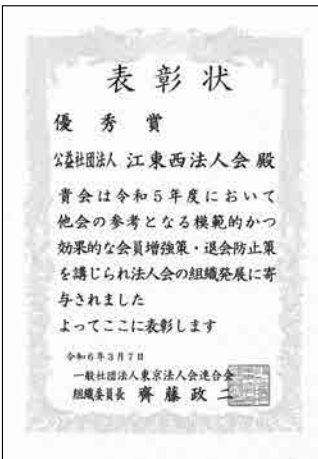
特に「著作権は申請するのではなく、出来た瞬間に発生する」、「芸術作品は著作権で守られるが、大量に作られる工業生産物は美術品とは認められない」など、身近な話題だけに興味を惹かれました。中小企業の創意工夫を誰からも邪魔されることなく、利益につなげるためには知的財産権の知識が必要であることを痛感いたしました。

当初は難解なテーマで戸惑いましたが、具体例を示しながら解説してくださり、大変わかりやすく有意義な講演でした。

(事業研修委員 岩本真吾)

東法連の会員増強策表彰で優秀賞

東京法人会連合会・組織委員会において、「会員増強策・退会防止策に関する表彰」の優秀賞に選ばれました。



～法人会からのお願い～ 総会出欠票を必ずご提出ください

例年5月初旬には議案書と共に「総会出欠通知書」を郵送しております。

会員の皆様におかれましては、なにとぞ出欠票(はがき)を投函していただけますよう、この場を借りてお願い申し上げます。

ほうじんカレンダー

- 4月12日(金) 女性部会事業報告会(江東区文化センター)
- 4月16日(火) 決算法人説明会(江東西税務署)
- 4月17日(水) 源泉部会事業報告会(江東区文化センター)
- 4月19日(金) 新設法人説明会(江東西税務署)
- 4月23日(火) 理事会(江東区文化センター)
- 4月24日(水) 青年部会事業報告会(富岡八幡宮婚儀殿)
- 6月7日(金) 第12回通常総会(ホテルイースト21東京)

便利な法人会の同封サービス実施中

江東西法人会では、広報誌『ほうじん深川』と一緒に企業宣伝や営業案内のチラシやパンフレットをお送りする同封サービスを行っております。公式広報誌であるため信頼性が高く、コストも安く済みます。ぜひご利用ください。

●お問い合わせは江東西法人会 事務局まで
 受付時間：月曜～金曜 9:00～16:30
 電話番号：03-3644-6961
 Eメール：koto-w@f2.dion.ne.jp

4年ぶりに街頭広報活動を実施!

去る2月13日(火)、「税の啓発活動」の一環として、門前仲町と東陽町の交差点で街頭広報活動を行いました。コロナ禍の間は街頭活動を中止していたため、4年ぶりとなります。

当日の朝は冷え込みが厳しかったものの、日中は晴れて穏やかな陽気に。平栗江東西税務署長にもご参加いただき、確定申告のお知らせが入ったポケットティッシュを道行く人たちへ配布しました。

参加された江東西税務署と青年部会の皆さま、お疲れさまでした。

門前仲町



東陽町

10&11B・公益事業委員会 合同講演会は恒例「招福亭寄席」

第10・11ブロック・公益事業委員会合同講演会として「招福亭寄席」を、今年も2月22日(木)ティアラこうとう小ホールにおいて開催いたしました。

18時開演。司会は真山副会長で、まず田口副会長が開会の辞。いよいよ幕が上がリ、前座として春風亭貫いちさんが「牛ほめ」を一席。続いて春風亭正朝師匠が「替り目」を披露し、仲入り後は「茶金」。京都一の日きさと言われる金兵衛が茶屋で「はてな？」と首を傾げたことが意外な騒動に発展する上方落語です。

落語のあとは、手ぬぐいや色紙などが当たるお楽しみ大抽選会で盛り上がり、松川第11ブロック長の閉会の辞でお開きとなりました。



いつもながら▶
嘶に引き込まれる春風亭正朝師匠の高座

▼恒例のお楽しみ抽選会。前座の春風亭貫いちさんがアシスタント



税 税務署からのお知らせ 税

国税の納付は、簡単・便利なキャッシュレス納付で!

💡 キャッシュレス納付の
3つのメリット!

- ☑️ 自宅やオフィスから納付可能!
- ☑️ スマホやPCで簡単手続き!
- ☑️ 現金管理の効率化!

各納付方法の詳細は、
国税庁ホームページを
ご確認ください。



選べる納付手段

振替納税	振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告書に係る国税を口座引落により納付する方法です。
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な操作で口座引落により納付する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキングまたはATMから納付する方法です。
クレジットカード納付	インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付受託者に納付を委託する方法です。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用するスマホ決済アプリ(Pay払い)を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

定額減税説明会の開催について

税務署では、定額減税について、以下の日程で説明会を開催します。
 詳細については、「法人課税部門源泉所得税担当 03-3633-6211(内線 1621)」へご連絡ください。
【日程等】 各日程の説明会の内容は同じです。

令和6年5月13日(月)	10:00~11:30	13:30~15:00	江東西税務署	(3F 会議室)
令和6年5月24日(金)	10:00~11:30	13:30~15:00	江東西税務署	(3F 会議室)

定額減税の制度の詳細については、国税庁ホームページの定額減税特設サイト(随時最新情報に更新します。)をご覧ください。

(定額減税特設サイト:<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

定額減税 特設サイト
 所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら



江東西税務署

(R06.02)

令和6年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

法人には朗報！交際費から除外される飲食費等の金額が

5,000円から10,000円に倍増！

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正
交際費の損金不算入制度の適用期限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制
構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なるルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。
①原則的なるルール
税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に比べて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者 給与総額	3%以上	控除率	10%
	4%以上		15%
	5%以上		20%
	7%以上		25%
教育訓練費 10%超	上乗せ5%	女性活躍・ 子育て支援	上乗せ5%

継続雇用者 給与総額	3%以上	控除率	10%
	4%以上		20%
教育訓練費 10%超	上乗せ5%	女性活躍・ 子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援はえるほし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件
③中小企業向けルール
資本金1億円以下の中小企業向け

雇用者 給与総額	1.5%以上	控除率	15%
	2.5%以上		30%
教育訓練費 10%超	上乗せ5%	女性活躍・ 子育て支援	上乗せ5%

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設
産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) イノベーションボックス税制の創設
日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス

又課税は特許権譲渡等の取引による所得つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。
青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入が可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価
法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によりします。

(6) 外形標準課税
外形標準課税の対象法人については、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人であった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えない場合は、外形標準課税の対象とされません。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限
独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済については、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は従来通りです。

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者や子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならぬとの要件が不要とされます。
②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。

(イ)設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円

円に引き上げられます。
(ロ)設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等取得し令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。
①40歳未満であつて配偶者を有する者
②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人がその者の所有する居住用家屋について一定の子育て対応改修工事をし、令和6年4月から12月ま

で間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子ども事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防火性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・昇降・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額250万円を限度の10%に相当する金額が控除額となります。
なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げ、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を收受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制

①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による売上の対象から国外事業者が除外されます。
②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例として、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。
③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者

が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業を開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてP/Eを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行者以外の方から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行者以外の方からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 自動販売機特例の住所の記載

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せ先…

T-S 税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL 03-53663-5958
FAX 03-53663-5449
HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合協会

江東都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和6年4月1日(月)から7月1日(月)まで(土・日・休日を除く。)
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※ 運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。 詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。

(注) 納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

江東 <キャッシュレスNEWS>

固定資産税・都市計画税、 個人事業税の便利な納付方法

※固定資産税・都市計画税の随時課税分は口座振替できませんので、ご注意ください。

口座振替ならWebで手続きでき、納付忘れありません!

✓ 申込方法 (Web)

手順①

納税通知書及び口座振替がわかるもの(通帳や、キャッシュカードなど)をご用意ください。



手順②

下のQRコードを読み取り
又はWeb検索



こちらをスマホで読み取ってください!

又は

都税Web口座振替

手順③

専用サイトにアクセス・必要項目を入力

- 1 基本情報入力**
納税通知書の氏名や住所、メールアドレス等を入力します。
- 2 税情報等入力**
口座振替(振込先)と申し込む都税種や、口座名義人情報を入力します。
- 3 メール受信**
入力したメールアドレスに口座振替入力サイト@hoshin.jpのパスワードのメールが送られます。
- 4 口座情報入力**
スマホにログイン後、口座情報を入力します。
※変更期間の満了後、自動的にサイトへ移動します。
- 5 受付完了**
正解に完了しましたら、受付完了メールが自動的に届いたメールアドレスに届きます。「振込情報一致」欄に不整合がある場合、受付完了後でも口座振替で正しいことがありますので、ご注意ください。

専用サイトでは、以下のようなフォームに必要項目を入力していきます。



【ご不明な場合のお問合せ先】

東京都主税局徴収部納税推進課 電話03(3262)0955(平日9時~17時)

福利厚生制度の必要性とその種類

従業員の生活を向上させ、会社をリスクから守る「福利厚生制度」。このコーナーでは、法人会に用意されたさまざまな福利厚生制度を紹介していきます。(厚生委員会)

◆従業員を守るといことは会社を守ること

会社の福利厚生制度とは、報酬（給与や賞与）とは別に、雇用主が従業員とその家族の健康や生活を向上させるために実施する施策です。

将来の生活や健康に不安がなければ従業員は安心して働くことができ、人材の定着につながります。さらに福利厚生サービスの充実企業イメージや信頼性を向上させ、採用活動にも有利に働くでしょう。

今後ますます少子高齢化が進む中、働きやすい環境をどう整え、従業員の満足度を上げることが、会社の将来を左右するともいえます。

◆自社に最適な福利厚生サービスを見つける

企業には導入・実施が義務づけられている6種類の法定福利厚生（健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、子ども・子育て拠出金）がありますが、それ以外に独自に

取り入れるのが法定外福利厚生です。

そのジャンルは住宅から医療、文化レクリエーション、財産形成まで非常に幅広く、さまざまな種類があります。会社によって従業員人数や環境などが異なりますので、求められるサービスは一律ではありません。もちろん施策にはコストや負担がかかりますので、今の会社に何が必要なのか、何のために導入するかを明確にして選択することが重要です。

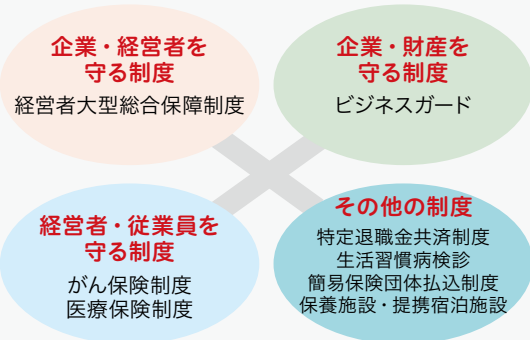
◆法人会の便利な福利厚生制度を活用する

とはいえ経営基盤の弱い中小企業にとって、福利厚生を充実させることは大変。そこで中小企業の「経営の安定化」と「経営者を守る」ことを目的に創設されたのが、法人会の福利厚生制度です。昭和46年（1971年）に「経営者大型総合保障制度」から始まり、その後、各種制度が続々と追加され、現在は左図のように幅広いジャンルをカバーしています。

法人会の福利厚生制度の特徴は、緊急時の経営安定のための資金繰りとして活用できたり、人や財物を守るなど、会員企業の安定経営のお手伝いを目的としていることです。

また今まで個人で入っていた（個別扱）がん保険などを割安な集団扱に変更できるなど従業員にとってもメリットが大きいほか、法人会の財政基盤の拡充にも大きな役割を担っており、法人会活動に欠かせない存在となっています。

◆法人会の福利厚生制度



歓迎！新規会員 どうぞよろしくお願ひします

令和5年11月11日～令和6年3月10日
(掲載希望のみ)

支部	種別	法人名	所在地	連絡先	業種
19	正	(株)アフターバーナー	豊洲5-6-45-705	3532-7698	演出照明機材販売・アフターサービス・中古機材販売
19	正	(株)ACT ON	青海2-7-4-1214	6380-7220	自家用自動車管理請負業、回送業
24	正	RIA JAPAN おカネ学(株)	深川1-3-11 RIA SOHO2階	6458-8017	投資助言業
26	賛	タンデム(株)	平野2-11-14 TANDEM平野ビル2F	3641-6686	建設業
37	賛	(株)松本設備	千田10-19 センダビル1F	3645-4008	建設業、内装、管工事
他	賛	(株)こねくと	墨田区両国3-19-5 シュタム両国9F	6659-3634	ペット事業

防犯防災の広場

東京湾岸警察署・深川消防署からのお願い

東京湾岸 交通安全情報

2023年4月1日から 自転車利用者はヘルメットの着用が義務づけられます

※道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正法」という。)では、2023年4月1日から全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務を課す規定が設けられました。

ヘルメットをかぶらず 事故に遭うと

胸部	19%
頭部	65%
その他	8%
腹部	6%
腰部	1%

着用	0.12%
非着用	0.27%

注目! 約2.3倍

自転車に乗る時 大人も、子どももヘルメットをかぶっていますか? かぶらせていますか?

東京湾岸 交通安全情報

保護者の皆さん、毎日のお子さんの送り迎えや買い物、、、お疲れ様です。

でも、その乗り方... **ダメ抱っこ**

お子さんを抱っこして自転車に乗せることは、とても危険であり、交通違反です!

※前後1人ずつ+おんぶも交通違反!

前後1人ずつ 前に1人+おんぶ 後に1人+おんぶ おんぶ

お子さんだけでなく保護者の方も、自転車に乗るときは必ずヘルメット!

正しい乗せ方で、大切なお子さんの命を守りましょう。

交通安全 119 T O K Y O S A F E T Y A C T I O N
https://www.safetyaction.tokyo/

東京湾岸警察署 03-3570-0110

深川消防署からのお知らせ

地震だ! 地震だ! 地震だ!

まずは身の安全 してありますか?

家具類の転倒・落下・移動防止対策

家具転対策は地震からあなたの命を守ります

L型金具	ボール式+ストッパー式	ストラップ式・マット式	ガラス飛散防止フィルム

東京消防庁 家具転対策

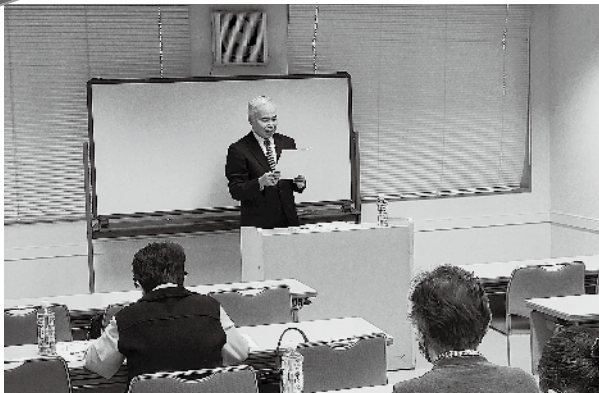
深川消防署 防火管理係
電話03(3642)0119

ほうじんがいきなり

部会や支部の日々の活動をご紹介します。

女性部会

税務研修会と絵はがきコンクール



▲佐々木上席にお話いただいた税務研修会

3月11日(月)江東区産業会館で税務研修会を開催、江東西税務署の佐々木上席に「小中学校に対する租税教育の概要」と題してお話していただきました。

また、女性部会では毎年、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を開催しており、今年度は江東西税務署長賞の作品が東法連優秀賞に選ばれました。改めて税の意義や役割を正しく理解するために、租税教育は大切なのだと感じました。

(女性部会副部長 山本春美)

青年部会

研修会後にボウリングで交流



▲スコアを競い合って楽しいボウリング大会でした

3月25日(月)、青年部会では春季税務研修会にて税の勉強を行った後に、向島のアイビーボウルにて江東西税務署の皆様とボウリング大会を行いました。

同日開催ということで研修で税について学び、ボウリングで体を動かし、とても充実した会でした。また参加人数も多く大いに盛り上がり、署の皆様とも楽しく交流ができました。

(青年部会副部長 中森正樹)

広報委員会より

広報委員長 横井太郎

新年度を迎え、皆様も新しい生活をスタートされたことと思います。桜の花も咲き誇り、大変良い季節になりました。江東西法人会は異業種の方々が集まる会のため、税に関する研修会や経営に役立つ講演会や健康講演会などいろいろなイベントを開催しています。ビジネス拡大のチャンスにもなりますので、是非ご参加ください。今年も会員の皆様と共に進んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●法人会事務局 Eメール koto-w@f2.dion.ne.jp

源泉部会

初雪に負けずに税務研修会



▲江東西税務署での税務研修会

去る2月6日(火)江東西税務署にて、「現物給与の源泉徴収について」「報酬料金の源泉徴収について」と題した税務研修会を開催しました。

今回は範囲が広いテーマのため、講師の清水上席に税務調査で指摘した事例等、実務に役立つと思われる点をピックアップしていただきました。

前日に今季初の雪が降り、積雪がある中での開催となりましたが、ご参加いただいた皆様ありがとうございました。

(源泉部会監事 笹谷和博)

江東西法人会 公式ホームページのご案内

江東西法人会ホームページでは入会方法や行事のお知らせなどのほか、この「ほうじん深川」のバックナンバーも公開しております。ぜひご覧ください。



<http://www.kotonishi.jp/>

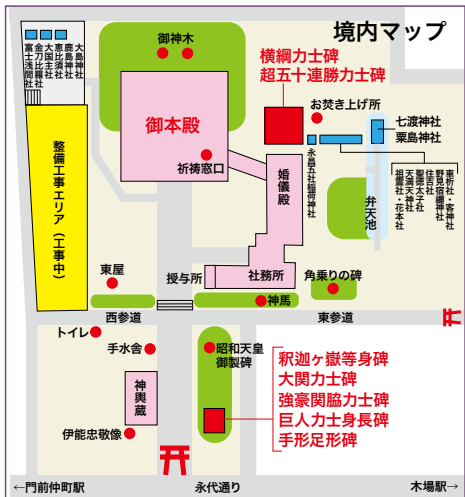
富岡八幡宮力士碑

連載コラム はっけよい！深川場所 ① 江東区大相撲名所めぐり



▶大鳥居をくぐってすぐ右手に「大関力士碑」などの顕彰碑が立っています

◀「横綱力士碑」に入りきれない近年の横綱名は、後方の石盤に続いています



御鎮座 400 年記念事業で生まれ変わる富岡八幡宮

完成予想図

富岡八幡宮は2027年（令和9年）に鎮座400年を迎えるのに合わせ、記念事業が計画されています。本殿の大修理のほか、客殿を新築。将来は社務所が境内西側へ新築移転され、広々とした境内へと整備されます。すでに一部で工事が始まっていますので、参拝の際はご注意ください。

富岡八幡宮 とみおかはちまんぐう
 所在地：〒135-0047 東京都江東区富岡 1-20-3
 電話番号：03-3642-1315
 授与所：9:00～16:00（土日祝日は17:00）
 ※5～9月は平日も17:00までになります
 最寄り駅：東京メトロ東西線「門前仲町」駅 徒歩3分
 都営地下鉄大江戸線「門前仲町」駅 徒歩6分

毎場所熱闘が繰り広げられている大相撲。深川は興行としての大相撲発祥の地であり、現在は区内で6つの相撲部屋が活動中！ 本年はその相撲と江東区つながりを紹介していきます。初回は大相撲ファンの聖地でもある富岡八幡宮です。

古代より神事や武道として行われてきた相撲が娯楽として広まったのは、江戸時代始め。京都や大阪で寺社の資金集めに勸進相撲（かんじんずもう）の興行が行われていたがトラブルが多く、幕府は何度も禁止令を出していました。

そして1684年（貞享元年）、天和の大火の復興などのために、富岡八幡宮（当時の永代寺境内）での勸進相撲が特別に許可されました。これが大評判となり、以降約100年にわたって本場所が境内で開催され、現在の大相撲のさまざまな基礎が築かれました。

その縁もあり、富岡八幡宮には大相撲に関する石碑が多数建立されています。まず表参道の鳥居の裏に立つのが「大関力士碑」。歴代大関を顕彰するために1983年（昭和58年）に建立されたも

ので、初代大関雪見山ほか実力大関たちの四股名が彫り込まれています。

その左右には強豪関脇碑、巨人力士碑、巨人力士手形足形碑、釈迦ヶ嶽等身碑（2mを超えていた明和年間の大力士）などもあり、力士の巨大さを体感することができます。

本殿と婚儀殿の間を進むと右手に立つのが「横綱力士碑」。1900年（明治33年）建立で、高さ3.5m、幅3m、重量20トンと大迫力！ 碑には初代・明石志賀之助から第73代・照ノ富士関まで歴代横綱の四股名が刻まれており、現在も新しい横綱が誕生したときには刻名式と奉納土俵入りが行われます。

また、横綱力士碑の横に鎮座する野見宿禰社は、相撲の始祖とされる野見宿禰（のみのすくね）を祀っています。